大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　リップス愛宕

所在地　長岡市 東栄土地区画整理事業地内26街区

２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称　高野不動産株式会社

法人代表者氏名　代表取締役　平澤　清二

住所　長岡市柏町１丁目４番33号

・ほか２者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称　北信越ジョーシン株式会社

法人代表者氏名　代表取締役　山本　英寿

住所　大阪府大阪市浪速区日本橋西１丁目６番５号

・ほか２者

３　大規模小売店舗の新設をする日

平成29年３月16日

４　大規模小売店舗の店舗面積の合計

計　5,368平方メートル

５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置　届出書に添付された図面のとおり

・収容台数　計255台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置　届出書に添付された図面のとおり

・収容台数　計134台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置　届出書に添付された図面のとおり

・面積　計162平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置　届出書に添付された図面のとおり

・面積　計37立方メートル

６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・北信越ジョーシン株式会社及び未定１者

午前９時から午後10時

・大黒天物産株式会社

24時間

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・出入口の数　２箇所

・位置　届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・荷さばき施設１及び３
午前８時から午後９時
・荷さばき施設２
午前６時から午後９時

７　届出年月日
平成28年７月15日

８　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

９　縦覧期間
平成28年７月29日から平成28年11月29日まで

10　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp